

■市不妊治療費助成事業

不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部と、治療にかかる通院費用を助成します。



●助成対象者

次の要件をすべて満たす方

- ①治療または検査を受けた期間と申請日において、夫婦ともにまたは一方が市内に住所を有すること
- ②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ③夫婦に市税などの滞納がないこと
- ④令和6年4月1日以降に終了した治療・検査で、県不妊治療支援事業助成の交付決定を受けていること

●対象となる治療／助成額

対 象	助成額 (上限)
保険適用外となる治療	15万円
保険適用の治療と併用して実施した先進医療	5万円
治療の回数上限または妻の年齢上限を超えたことにより保険適用外となる治療	10万円
不妊症検査	3万円
通院にかかる助成	2千円 (1回につき)

●申請方法 窓口、郵送

※申請に必要な書類は、市ホームページからダウンロードできます。



- 申請期限 県不妊治療費支援助成金事業の決定通知を受けた月の翌々月の末日
- 申請・問い合わせ先 こども支援課母子健康係 ☎205523

《県ホームページの案内》



▲助成制度



▲不妊相談



▲不育症相談

■市こども誰でも通園事業

7月からわかば保育園の一時預かり保育室内で始まりです。気軽にお申し込みください。



- 対 象 市内在住の1～2歳の子ども
※離乳食が完了し、安定歩行ができる子ども
- 利用日 月・水・金曜日
※利用日が祝日の場合は前後の平日で調整
※定員などの都合により、お預かりできないことがあります。
- 利用時間 午前9時15分～午後2時15分
※月10時間 (5時間×2回) まで
- 料 金 1回 1,000円
- 申し込み方法 電話 ※事前に面接あり
- 申し込み期限 利用希望月の前月15日
- 申し込み先 わかば保育園 ☎27610
- 問い合わせ先 こども育成課保育係 ☎205525

子ども食堂

18歳以下の方は利用無料、大人の方は協力金をいただきます。各こども食堂問い合わせ先や、開催日など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎こども支援課子育て連携係 ☎205522